

里親制度国際調査
- 各国調査及び視察報告 -

2025 年 2 月

日本財団 子ども支援チーム

1. 調査概要

1. 調査概要

(1) 背景と目的、調査方法

調査の背景

- 日本では2016年の児童福祉法改正により家庭養育の優先原則が定められ、2017年の「新しい社会的養育ビジョン」では未就学児の里親委託率75%、学童期の里親委託率50%の目標が示された。しかし、2020年度末の3歳未満の委託率は全国平均で25.0%、2021年度末が25.3%と実態は目標からかけ離れている。その中で3歳未満の里親委託率が高い自治体として、浜松市の85.0%、福岡市72.5%などあるものの、一けた台の自治体も複数存在し、自治体間の格差が大きい。
- 一方で、国際的には国連で採択された「子どもの代替養育ガイドラン」では乳幼児、特に3歳未満の子どもは原則として家庭で養育すべきとされている。また、アメリカやヨーロッパの多くの国々では、養子縁組や里親制度の充実により、社会的養護下の子どもが多くが家庭環境で育っていることが報告されている。

目的

本調査は、諸外国において3歳未満の社会的養護下の子どもがどのように養育されているかを調べるとともに、各国の里親の類型、手当、里親に対する支援、里親の権利等を調査し、日本の今後の里親制度の発展に役立てるための基礎資料とすることを目的とする。

調査方法

- 本調査は前段・後段の2段階に分けて調査を行った。
- 前段（2023年10月～）では、ドイツ、イタリア、スウェーデン、イギリス、米国ワシントン州、カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、同オンタリオ州について文献調査を行った。
- 調査の後段では、文献調査を行った国・地域の中から複数地域を選定し、制度の実態や文献では把握できなかった詳細等を調べるために訪問調査を行った。

（訪問国）欧州（2024年4月）：ドイツ、スウェーデン、イタリア

北米（2024年5月）：米国ワシントン州、米国カリフォルニア州、カナダブリティッシュ・コロンビア州

1. 調査概要

(2) 訪問調査

調査項目

○ 訪問調査の主な調査項目は以下の通りである。

【公的機関（政府、自治体等）】

- 里親制度に関するポリシー
- 里親担当部署の組織体制
- 里親希望者が里親になるまでの選定プロセス
- 家庭外措置が必要な3歳未満の子どもの措置先
- 里親の類型（特に低年齢児を預かる里親や緊急里親の有無等）
- 里親手当
- 里親支援業務の民間委託について
- 里親の数は足りているか、リクルートで工夫していることはあるか
- 里親の権利
- 里親制度に関する課題

【民間団体（民間フォスタリング機関）】

- 団体のポリシー
- 里親担当部署の組織体制
- 里親支援の中で自団体が担っている業務（行政から委託されているもの、独自の取り組み）
- 活動の財源
- 自団体が担当するケースの傾向や特徴
- 乳幼児を受け入れる里親に特有の意義や難しさの有無
- 里親のリクルート、調査、トレーニング、措置後の支援について
- 里親制度に関する課題
- （自団体で里親をリクルートし、マッチングや措置後の支援を行っている団体のみ）里親にとって自団体に登録することのメリット

1. 調査概要

(2) 訪問調査

調査項目

○ 訪問調査の主な調査項目は以下の通りである。

【民間団体（母子施設運営団体）】

- 団体のポリシー
- 職員体制
- 提供しているサービス
- 活動の財源
- （行政から業務委託されている場合）どのような業務を委託されているか
- 施設の定員
- 自団体の施設に入所者がたどり着くルート、入所するための条件
- 入所者に対する支援（入所者が負担する費用、受けられる支援）
- 入所の平均的な入所期間
- 退所に向けて行っている支援
- 自団体の施設に入所する母子が抱える課題や困難
- 乳幼児とその母親に対する支援に特有の意義や難しさ
- 日頃の支援を行う中で課題に感じていること

【里親当事者】

- 回答者について（職業、家族構成、子どものケアに関する資格の有無等）
- 里親になったきっかけや経緯
- これまでに受け入れた里子について（人数、年齢、受け入れ期間等）
- 里親になるまでに受けた調査について
- 里親になるにあたって、または里親になってから受講したトレーニングについて（特に役立つもの）
- 里子とのマッチングの際、事前に提供された情報
- 里子の養育期間中に育休を取得したか
- 里親手当について
- 里子の養育している期間中に受けられる支援について（特に役立つもの）
- レスパイト等、里親が休息するための制度の有無と利用経験
- 里子の実親との交流について
- 乳幼児を里子として受け入れることに特有の意義や難しさ
- 里子を受け入れることの楽しさややりがい、大変だったこと
- 里親制度に関する課題

1. 調査概要

(2) 訪問調査

調査項目

○ 訪問調査の主な調査項目は以下の通りである。

【その他（団体の場合）】

- 団体のポリシー、活動内容（特に乳幼児やその母親に対する支援に関するもの）
- 組織体制
- 活動財源
- 行政からの委託事業と団体独自の取り組みの有無
- 団体サービスの利用者について（特徴や傾向）
- 乳幼児やその母親を支援する中で感じている課題

【その他（個人の場合）】

- これまでの経歴、保有資格
- 回答者について（保有資格、これまでの経歴）
- 特に社会的養護の乳幼児に関しての知見
- 社会的養護の子ども（特に乳幼児）の里親委託率を向上させるための助言やアドバイス

1. 調査概要

(3) 国別調査対象一覧

| 国・地域 | 政府 自治体 | 民間 団体 | 里親 | その他 | 団体・組織名 | 役職等 |
|--------|-----------|----------|----|-----|--|--|
| ドイツ | ● | | | | デュッセルドルフ市 | ・里親・養子縁組事業責任者 ・里親・養子縁組事業副責任者 |
| | | ● | | | ディアコニー・デュッセルドルフ (Diakonie Düsseldorf) | ・里親支援部長 ・里親支援担当者 |
| | | ● | | | カイザーズヴェーアト・ディアコニー (Kaiserswerther Diakonie) | ・施設運営責任者 ・母子施設長 ・母子施設職員 |
| | | | ● | | — | ・里親当事者 |
| イタリア | ● | | | | ミラノ市 | ・里親サービス責任者 ・里親サービスコーディネーター |
| | | ● | | | CAM (Centro Ausiliario per i Minori) | ・代表 ・支援部代表 ・里親支援担当者 ・心理士 ・支援ボランティア |
| | | ● | | | アルシェ財団 (Fondazione Archè) | ・団体創設者兼会長 ・母子施設責任者 ・施設職員 |
| スウェーデン | ● | | | | 社会省 福祉・障害政策ユニット | ・児童・青少年の社会的養護における養育の質向上のための全国コー ディネーター |
| | ● | | | | ストックホルム市社会サービス局 | ・ユニット長 ・児童・青少年リソースチーム担当者 |
| | ● | | | | ソレントューナ市 | ・北西部デイケア&ファミリプール ユニット長 ・里親関連業務各担当者 |
| | | | | ● | 里親連盟 | ・会長 |
| | | ● | | | ファミリエハム・イ・フォーカス (Familjehem i fokus) | ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー |
| | | | | ● | — | ・里親当事者 |

1. 調査概要

(3) 国別調査対象一覧

| 国・地域 | 政府自治体 | 民間団体 | 里親 | その他 | 団体・組織名 | 役職等 |
|-------|-------|------|----|-----|---|---|
| イタリア | | ● | | | アジロー・マリウッチャ財団 (Fondazione Asilo Mariuccia) | ・母子施設責任者 ・施設職員 |
| | | | ● | | — | ・里親当事者 |
| 米国WA州 | ● | | | | ワシントン州児童青年家庭局 (DCYF) | ・統合ケアシステムディレクター ・パートナーシップ・予防・サービス部門副局長 ・※一部省略 |
| | | ● | | | Amara | ・子ども・家族支援プログラムディレクター ・プログラム&ポリシー責任者 ・※一部省略 |
| | | ● | | | Akin (旧称 Childhaven) | ・治療的早期学習と能力開発プログラムディレクター ・チーフ・プログラム・オフィサー ・※一部省略 |
| | | | ● | | — | ・里親当事者 (3家庭) |
| | | | | ● | — | ・シェリー・ヒル博士 (Sheri L. Hill, PHD) ・※一部省略 |
| | | | ● | | International Foster Care Allianc (IFCA) | ・エグゼクティブ・ディレクター 栗津 美穂 氏 |
| 米国CA州 | | ● | | | Youth Law Center | ・QPIディレクター キャロル・シャウファー氏 ・エグゼクティブ・ディレクター ジェニファー・ロドリゲス氏 ・理事 ジョイ・シングルトン氏 |
| | ● | | | | カリフォルニア州 | ・社会サービス局ディレクター |
| | | | | ● | — | 元サンタクララ郡社会福祉局長・元カリフォルニア州社会福祉局長 ウィル・ライトボーン氏 |
| | ● | | | | サン・ディエゴ郡 | ・郡児童家庭福祉局長 ・副局長 ・プレースメントスーパーバイザー ・里親支援担当 ・苦情対応担当 ・シェルタープログラム担当 |

1. 調査概要

(3) 国別調査対象一覧

| 国・地域 | 政府自治体 | 民間団体 | 里親 | その他 | 団体・組織名 | 役職等 | |
|--------|-------|------|----|-----|---|---|--|
| 米国CA州 | ● | | | | オレンジ郡 | ・プレースメント担当 ・リソースファミリー承認担当 ・里親支援担当 | |
| | ● | ● | | | 各郡、民間団体 | ・QPIコーディネーター | |
| | | ● | | | YMCA | ・親族サポートプログラムリーダー | |
| | | ● | | | Casey Family Programs | ・スーパーバイザー | |
| | | ● | | | Restoration255 | ・エグゼクティブ・ディレクター | |
| | | | | ● | ● | QPI当事者 | ・QPI実行委員会共同委員長 ・養育者アドバイザー委員会共同委員長 ・里親当事者 ・里親支援団体職員 ・過去にQPIで支援を受けた実親当事者（現支援者） |
| | | | ● | | | YMCA | ・親族サポートプログラムリーダー |
| カナダBC州 | ● | | | | ブリティッシュ・コロンビア州子ども家庭開発省（MCFD） | ・州リソース・ディレクター ・児童福祉運営部長 | |
| | | ● | | | BC Foster Parents Association（BCFPA） | ・アドボカシー・ディレクター | |
| | | ● | | | Foster Parent Support Services Society（FPSSS） | ・エグゼクティブ・ディレクター ・リクルート・コーディネーター | |
| | | | ● | | — | ・里親当事者 ・レスパイトケア提供者 | |

2. 調査結果のまとめ

・調査結果については、特徴的な内容を一部抜粋し、視察報告も兼ねて下記項目について発表する。

(1) 各国地域における社会的養護に関する方針

(2) 社会的養護下人口の対人口1,000 人比の比較

(3) 里親委託率の比較

(4) 里親類型の一例

(5) 緊急里親の有無

(6) 里親の手当(月額)の比較

(7) 特徴的な制度

(8) 自治体の職員体制

(9) 各国の課題、里親リクルートについて

(10) 里親終了後の里子との関係性の維持について

(11) 里親家庭へのヒアリング

(12) 社会的養護下の子どもを支えるための各国の取り組み : スウェーデンのスクールファム

(13) 社会的養護下の子どもを支えるための各国の取り組み : イタリアの母子施設

2. 調査結果のまとめ

(1) 各国地域における社会的養護に関する方針

各国に共通して見られた、「子どもに対する支援」において重視されていた点

- ・【予防的支援】 子どもが家族の中で育つ(家庭外措置しない)ように家族を支援
- ・【ネットワーク養育の優先】 子どものネットワーク内(親族、友人など)での養育を優先
- ・【里親(家庭環境下)での養育】 家庭環境(里親家庭)へ措置

ネットワークへの措置の優先
(スウェーデン社会庁)



子どもをネットワークに措置する方が、他の里親に措置するよりも、行動発達、精神的健康、幸福感、受け入れ先の安定などの面で、措置された子どもたちにとってメリットがあるとしている。

2. 調査結果のまとめ

(2) 社会的養護下人口の対人口1,000 人比の比較

- 米国は、乳幼児の社会的養護下人口対人口1,000 人比が特に高い傾向がみられる。
- 日本及びイタリアは、社会的養護に入る子ども（特に乳幼児）の割合が、他国に比べて低い。
- ミラノ市によると、イタリアで社会的養護に入る子どもの割合が低いのは、親子分離させる前の家族支援を手厚く行っているためである。

■ 図表 2 社会的養護下人口の対人口1,000 人比の比較

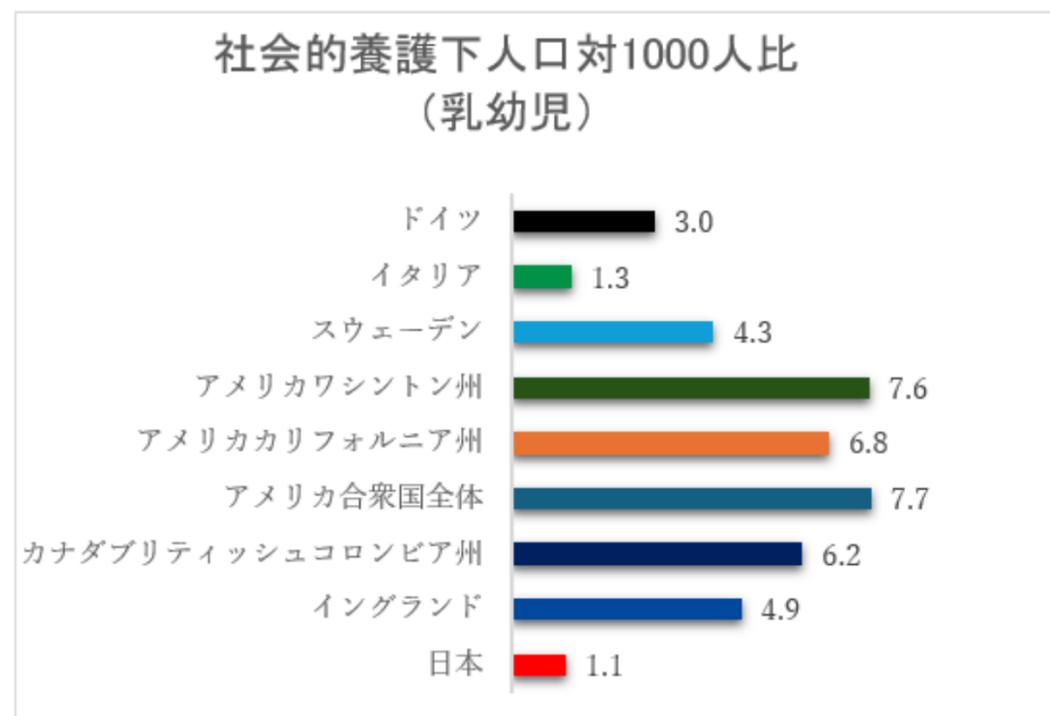
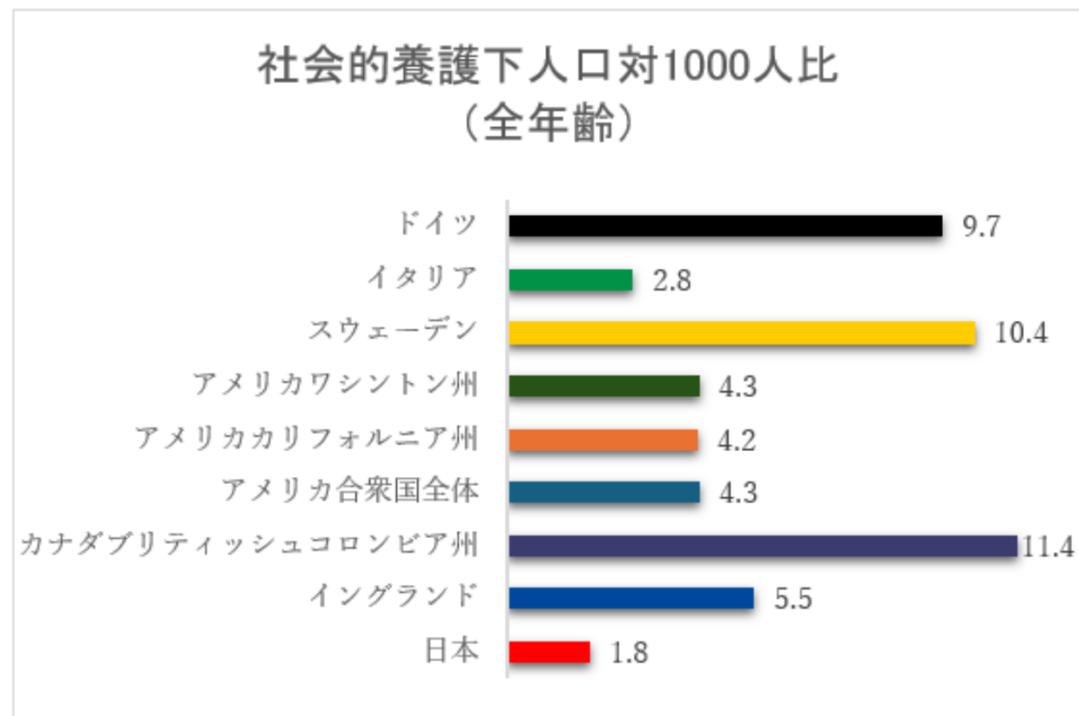
| 区分 | ドイツ | イタリア | スウェーデン | 米WA | 米CA | 加BC | 米 | 英 | 日本 |
|-----|------|------|--------|------|------|-------|------|------|------|
| 全年齢 | 9.74 | 2.80 | 10.40 | 4.27 | 4.24 | 11.38 | 4.28 | 5.50 | 1.84 |
| 乳幼児 | 3.04 | 1.26 | 4.30 | 7.61 | 6.76 | 6.19 | 7.65 | 4.89 | 1.14 |

注1)「全年齢」の定義は国・地域によって異なるが、18歳未満～22歳未満である。

注2)「乳幼児」の定義は国・地域によって異なるが、3歳未満～5歳未満である。

注3)各「データ年」については、可能な限り各国内の「データ年」が揃い、かつ最新のものを採用した。(2020年～2024年)

■ 図表3 社会的養護下人口の対人口1,000 人比の比較（グラフ）



2. 調査結果のまとめ

(3) 里親委託率の比較

- 日本の里親委託率は、他国に比べて極めて低い。
- ミラノ市によると、イタリアでは親子を分離させずに母子を一緒に施設に措置することを優先しているため、若年層よりも低年齢児の方が、里親委託率が低くなっていると考えられる。

■ 図表 4 里親委託率の比較

| 区分 | ドイツ | イタリア | スウェーデン | 米WA | 米CA | 加BC | 米 | 英 | 日本 |
|-----|------|------|--------|------|------|------|------|------|------|
| 全年齢 | 50.3 | 48.9 | 63.5 | 75.8 | 89.4 | — | 81.9 | 81.1 | 23.5 |
| 乳幼児 | 83.8 | 34.5 | 69.0 | — | 97.7 | 86.0 | — | 96.1 | 25.3 |

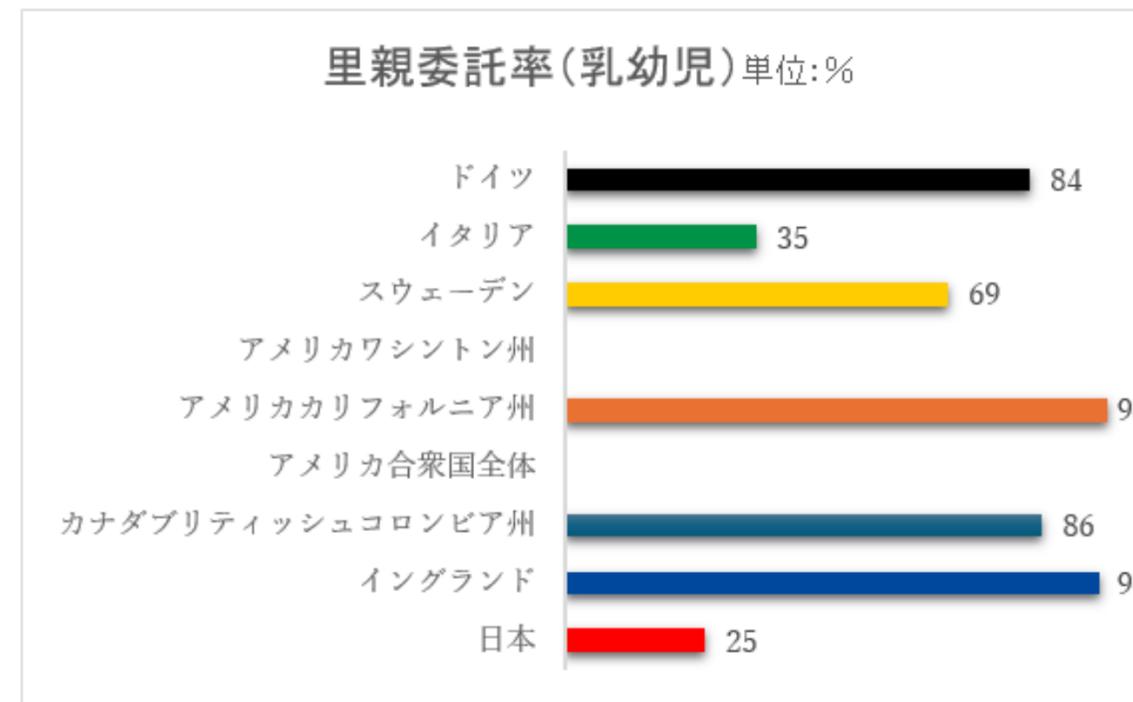
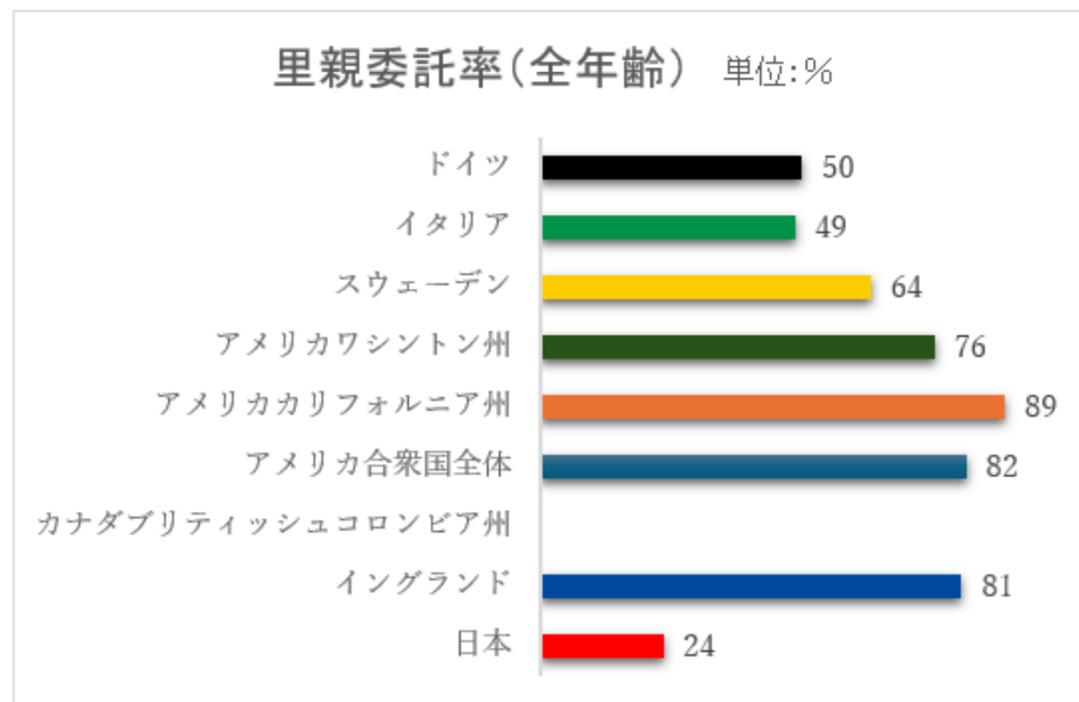
注1)「全年齢」の定義は国・地域によって異なるが、18歳未満～22歳未満である。

注2)「乳幼児」の定義は国・地域によって異なるが、3歳未満～5歳未満である。

注3)算出方法について、海外の里親委託率の分母は、社会的養護下人口であるが、日本は子ども家庭庁の定義に基づいている。

注4)ドイツ、イタリア、スウェーデンは、施設に母子施設を含んでいる。

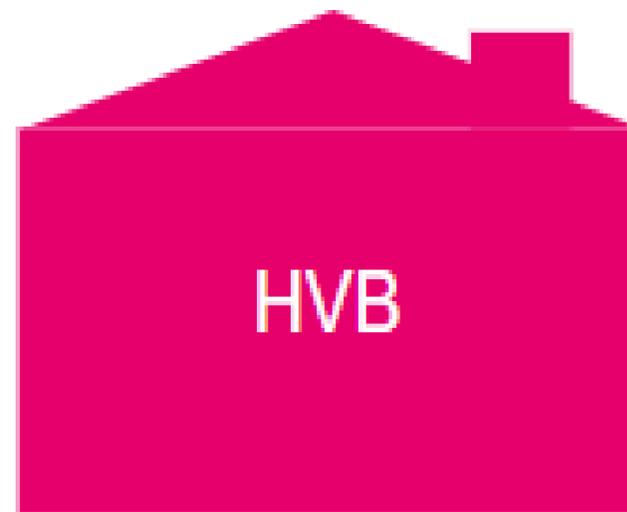
■ 図表 5 里親委託率の比較 (グラフ)



2. 調査結果のまとめ (4) 里親類型の一例

- どの国も多様な里親類型が存在し、ニーズに応じた厚みのある支援が設計されている。(一例)ストックホルム市

ストックホルム市の措置の形態



2. 調査結果のまとめ

(5) 緊急里親の有無

調査国ほぼすべての地域で、緊急里親制度が確認できた。

| 国名 | 名称 | 内容 |
|--------|--|--|
| イギリス | Emergency (緊急養育) | 子どもに数日～数週間の間安全な滞在場所を提供する。連絡を受けてから24時間以内の対応を求められる場合もある。 |
| ドイツ | Bereitschaftspflegefamilie (緊急里親) | 一時保護された児童を短期間養育者の家庭で預かり児童の保護にあたる。原則半年だが1年以上いる事もある。 |
| スウェーデン | Jourhem (緊急里親家庭) | 一時的なケアや教育のために子どもをくり返し受け入れる一般家庭。期間は最大6か月。 |
| カナダBC州 | Emergency care (緊急ケア) | 事前の連絡なしに（当日または24時間以内に）子供を引き取る。一般的に、別の預け先を探している間に利用される。緊急ケアは最長14日間。 |
| イタリア | genitori affidatari di emergenza(緊急里親) | 緊急里親は一般の里親と同じトレーニングを受けた上で、さらに別のトレーニングを受ける。緊急里親になるのは、元々子ども(実子)がおり、すぐに他の子どものケアをできる人が多い。緊急里親への措置期間は最長1年 |

2. 調査結果のまとめ

(6) 里親の手当(月額)の比較

- 子どものケアニーズをアセスメントし、支援ニーズの高い子どもの養育者には相応の手当が支払われる国・地域が多い。
- 親族・非親族による区分なく里親手当を受け取れるようにすることで、「親族里親」を増加させている国・地域が多い。
- 親族・非親族で里親手当の額に差のあるイタリア（ミラノ市）でも、その差を縮小させる方向での努力が行われている。

■ 図表 6 乳幼児を受け入れた場合の里親手当の比較（日本円換算）

| 区分 | 日本 | ドイツ NRW 州 | イタリア ミラノ市 | スウェーデン | 米 WA 州 | 米 CA 州 | 加 BC 州 |
|-----------------------|------------------------------|-------------------------------------|---------------------|----------------------------|--|---|--|
| 里親 | ¥150,670 (里親手当 +一般生活費) | | ¥94,108 550 EUR | | ¥115,259 722 USD | ¥200,825 1,258 USD (基本料金) | ¥175,384 1,502.53 CAD |
| 親族里親 | ¥50,000 程度 (一般生活費) | ¥196,942 1,151 EUR | ¥59,887 350 EUR | ¥244,214 16,050 SEK | (Lv.1) | | |
| ニーズの高い子ども を受け入れる里親 | ¥201,670 (里親手当 +一般生活費) | (扶養手当+養育手当) + 特別手当 助成金 | ¥119,774 770 EUR | (必要経費+手当) + 追加費用 | ¥279,287 1,749.5 USD (Lv.4) ¥443,315 2,777 USD (Lv.7) | ¥235,945 1,478 USD (3歳未満、DA) ¥268,671 1,683 USD (LOC4) | ¥244,474 (Lv.1) 2,094.43 CAD ¥347,408 (Lv.2) 2,976.27 CAD ¥449,418 (Lv.3) 3,850.2 CAD |

2. 調査結果のまとめ

(7)特徴的な制度

- 母子を同時に受け入れる里親家庭や、要支援家庭への支援など、特徴的な制度も確認できた。

◆母子を一緒に受け入れる里親制度

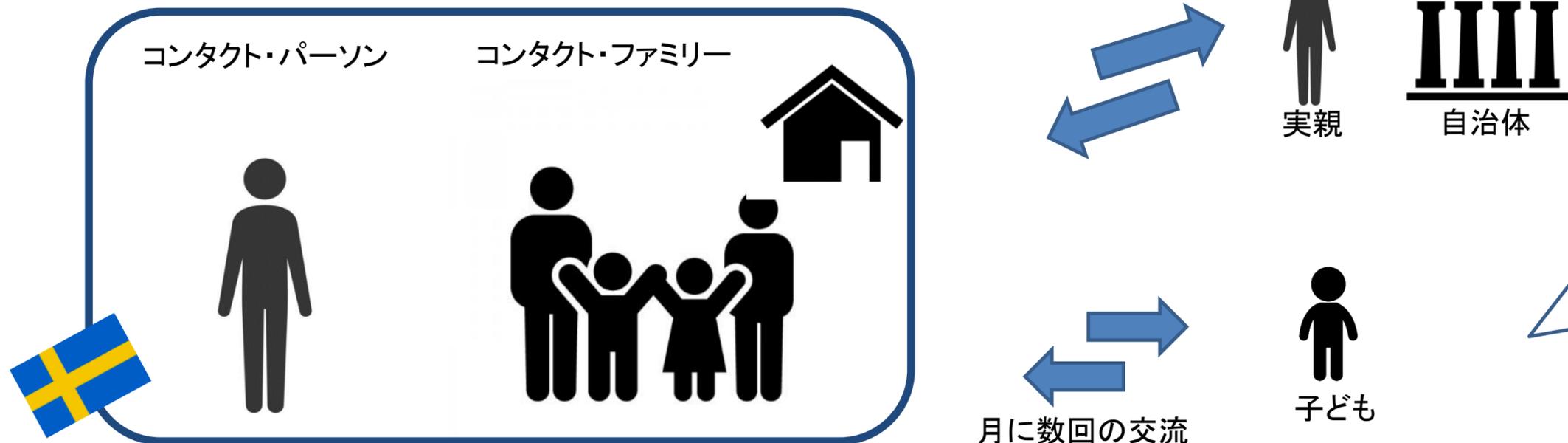
| イタリア(ミラノ市)  | カナダBC州  | スウェーデン  |
|--|--|--|
| 母子分離させないことを優先。未成年の若い母親と、その子供と一緒に受け入れる里親もいる。 | 少ないが、母子ともに受け入れてくれる里親家庭がある。自治体はもっと増やしたいと思っている。 | 社会サービスに子どもと親を離すべきかどうか判断がつかないときは、子どもと親と一緒に緊急里親家庭に入れ、子どもにとって安全な環境の中で今後の判断をする。 |



◆カナダBC州: supportive housing agreement:

何かしらの理由で里親の元を離れない方が良い場合には、里親宅への滞在を延長。若い女の子が妊娠・出産した場合、このプログラムでフォスターファミリーが面倒を見れる。

◆スウェーデン: 要支援家庭への支援



• **コンタクト・パーソン:**
定期的に子どもと会って、新しい人間関係をもたらず、ネガティブな発達を断ち切るなど、子どもに応じた支援を提供。

• **コンタクト・ファミリー**
定期的に子どもを家庭に受け入れる

2. 調査結果のまとめ

(8)自治体の職員体制

- ・SW1人が担当するケースの件数は、最大でも35件程度であった。25件は多すぎるとの声も。
- ・自治体職員はソーシャルワーカーなどの専門性のある職員が配置されている。ドイツでは仕事と並行して、社会的養護ケアシステムのマネジメントトラウマケアのための集中的ケアのトレーニングを受けるなど、学びの体制も充実している。

| 区分 | デュッセルドルフ市 | ミラノ市 | スウェーデン | 米 WA州 | 米 CA州 | 加 BC州 |
|-----------------------------|--|---|---|--|---|--|
| SW1人が担当する ケース数 (全て概数) | 長期里親担当:1~35 緊急里親保護担当:1~28 親族里親担当:1~10 | 不明 | 調査担当:20~30 里親家庭調査担当:10 保護された子ども担当:12 (ストックホルム市) | 調査ケース:16 進行中ケース:14 | 25 | 25 |
| 自治体担当者の保持する資格 | 部署内の全ての職員は、学歴的には一定の公教育を受けている。全員ではないが、ソーシャルワーカーや小児精神科医の資格保有者もいる。 | ミラノ市の仕事は、必ず心理士とソーシャルワーカーがペアで行う。 | 全職員がソーシャルワーカーとしての教育を受けている。 (ストックホルム市、ソレンテューナ市) | - | - | ほとんどの職員はソーシャルワークや心理関係の資格等を有しているが、職員確保が難しく、資格のない職員も一部存在している。 |
| 補足事項 | 仕事と並行して、州の定める社会的養護ケアシステムのマネジメント資格を取得したり、トラウマケアのための集中的ケアのトレーニング等を受けている。 | ミラノ市の社会福祉部門には270人のソーシャルワーカーがいる。里親サービスを担う部門には、10人のSWと15人のエデュケーター(教育士or心理士の資格を保持)がいる。 | 部署の職員は全員、ソーシャルワーカーの教育を受けており、経験がある。長い経験がなければ仕事ができない部署のため、皆長い経験がある。 (ソレンテューナ市) | 調査ケースについては、ケースワーカーは434人、進行中ケースのソーシャルワーカーは511人。 | 十分な数のSWがないのが弱点。最悪の場合、ソーシャルワーカーが1対40という形で見ていると問題も見えにくくなる。(サンディエゴカウンティ) | ソーシャルワーカーは現在1人で約25の家庭を担当しているが、それは理想的なケアを行うだけの十分な人数がいらないから。ニーズはあるが里親とスタッフが足りていない。 |

2. 調査結果のまとめ

(9) 各国の課題、里親リクルートについて



- 課題として、どの国においても、里親は常に不足している傾向にあり、工夫を凝らしたリクルートを行っている。

ストックホルム市の里親リクルート

- 里親をリクルートする上ではマーケティングの知識が必要と考えており、専門職員を1人雇っている。そして2024年4月現在、専門職員による里親募集のキャンペーンを実施しており、街中でポスターを掲示している。
- スtockホルムを含む大半の地域で里親家庭が足りていない状況。マーケティングの統計を見ると応募が多いが、里親の条件をクリアして活動できるのは10%程度である。応募が多いほど、活動できる人が増えるので、今後も積極的にマーケティングを行う方針である。



里親募集のキャンペーンポスター

Plats for en till?
Din vardag kan vara nagon annans stora onskan

Bli familjehem ♥
Vi ar med dig hela vagen

あと1人分の余地はありますか?

あなたの毎日は、誰かの素晴らしい願いになる可能性があります

家族の家になる♥
私たちはずっとあなたと一緒にです

親族里親以外の3つの里親種別では、一定の期間スペースを空けておくことが契約に含まれます。理想では14%の空きがあるのが良いと言われていますが、実際には約2~3%しか空きがありません。

(カナダBC州自治体)





Alles perfekt.= すべて完璧



Alles perfekt.

www.werdet-pflegeeltern.de

Diakonie Düsseldorf



Alles perfekt.

www.werdet-pflegeeltern.de

Diakonie Düsseldorf



Alles perfekt.

www.werdet-pflegeeltern.de

Diakonie Düsseldorf



Alles perfekt.

www.werdet-pflegeeltern.de

Diakonie Düsseldorf

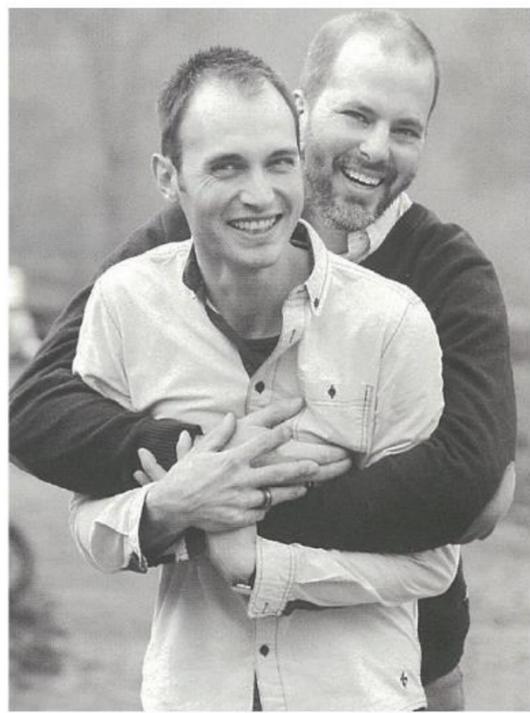
2. 調査結果のまとめ

(9)各国の課題、里親リクルートについて:ドイツのフォスタリング機関による里親募集カードの事例 ②



WIR HABEN EIN LEBEN VERRANDERT = 私たちは人生を変えました

写真:ドイツの民間団体、ディアコニー・デュッセルドルフとの打ち合わせ。里親支援部長と担当者と。



WIR HABEN EIN LEBEN VERÄNDERT



WIR HABEN EIN LEBEN VERÄNDERT

Beate (44) und Karin (50),
Pflegeeltern

Diakonie Düsseldorf



WIR HABEN EIN LEBEN VERÄNDERT

Nadine (38) und Michael (39),
Pflegeeltern

Diakonie Düsseldorf

www.werdet-pflegeeltern.de



2. 調査結果のまとめ

(10) 里親終了後の里子との関係性の維持について

●スウェーデンでは、2003年から同じ里親が3年以上子どもを養育すると、親権(custody)の移行を申し立てることが可能になった。2022年に3年から2年に変更。また、現在里親制度を大きく見直すため調査している。

●スウェーデンの里親さんの話:子どもが実親に再統合した場合、里親が元里子に会う事は難しいが、子どもの記録に、里親の連絡先と自分たちが会う事を希望しているというメッセージを残すことができる。実際に、それを見て連絡してきてくれた元里子もいる。

●イタリアでは2015年の法律改正により、里親が未成年者との感情的関係性を継続する権利が認められた。里親措置期間が法律で定められた24か月を大幅に上回る事例が多く(平均は約3年だが10年を超えるケースもある)、その間に確立された絆を断ち切ることは、子どもの成長にも影響を与える可能性がある。措置期間が終了した未成年者(18歳未満)が生来の家庭に戻ることができない場合、養子縁組手続きが開始され、第三の家族に委ねられることになるが、長期間にわたって里親家庭で養育され、里親子間に心理的繋がりができている場合には、里親が里子への指名申請をすることで、養子縁組を求めることもできるようになった。

●ドイツでは里親には社会的な親としての権利が認められる。子どもとの愛着関係が育っているので、家庭復帰後も会いたいという要求を拒絶することができないし、お互いに会いたいといえは会う権利がある。もし里子が数年とか里親家庭で長く暮らしていた場合に、実親が子どもと暮らしたいと言っても子どもが里親家庭を快適と感じていたら、帰りたくないということがある。その場合は家庭裁判所を通して、子どもが里親家庭にとどまることができる権利を認めることがある。



左:ミラノ市の民間団体CAMとのMTG。
代表(右男性)は元未成年裁判所長。

真ん中:ミラノ市里親家庭の写真

右:デュッセルドルフ市とのMTG

2. 調査結果のまとめ

(11) 里親家庭へのヒアリング

- 家の広さや、里親の心身の健康状態、犯罪歴、収入 など、国によっていろいろ要件はあるものの、家族の形態についてはどこの国もかなり多様性があった。独身、既婚、未婚、同性カップル、元当事者など、多様な里親家庭が存在していた。



ワシントン州では、多様な里親を募集している。

「里親になることのできる人」として州ウェブサイトに掲載されている項目：

- 21歳以上であれば誰でも申込可能
- 住宅所有者、賃貸住宅、集合住宅のいずれでも可
- 独身、既婚、パートナー関係のいずれでも可
- 性別は問わない
- 性的指向は問わない
- ペットを飼っていても問題ない
- 単独収入の家庭



2. 調査結果のまとめ

(12)社会的養護下の子どもを支えるための各国の取り組み : ①スウェーデンのスクールファム



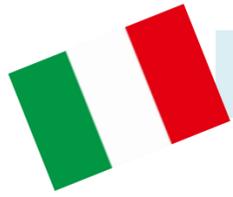
里親家庭に措置された子どもが措置前に学校に通っていなかったり、学校生活がうまくいっていなかったりすると、措置後に里親がその子どもの学業を支援することは困難である。家庭外に措置された子どもは、そうでない子どもよりも学業成績がよくないという研究結果に基づき、そのような子ども達の学習を支援し、高校に進学できるようにサポートするための事業(スウェーデン内21自治体)

- スtockホルム市では、スクールファムのために管理者1人、心理職6人、特別教育職6人の13人を配置し、同事業の運営に年間1,300万SEK(約2億円)の予算をあてている。ヒアリング時点での利用者は110人である。
- 利用者には心理・知能テストなどを実施。様々な教材が置かれており、子ども達の学びをサポート
- スクールファムの支援は全て無料で利用できる。



2. 調査結果のまとめ

(13) 社会的養護下の子どもを支えるための各国の取り組み: ② イタリアの母子施設



イタリアでは、母子分離をさせないための在宅支援及び母子が一緒に入居できる施設の支援が充実している



- ① 母子施設
- ② 自立に向けた住居 (支援つきアパート)

(写真)
右上: 母子施設個室、左上: 母子施設共有スペース
左下: 自立住居エデュカトーレの事務室
真ん中下: 自立住居個室
右下: FAMとの打ち合わせの様子



ありがとうございました。
